

大阪大学 D3 センター大規模計算機システム試用制度利用内規

- 第1条 この内規は、大阪大学 D3 センター（以下「センター」という。）が管理運用する全国共同利用のスーパーコンピュータシステム（以下「大規模計算機システム」という。）の試用制度を利用するための必要な事項を定める。
- 第2条 試用制度は、初めてセンターの大規模計算機システムを利用する者（以下「利用者」という。）に一定の期間利用させることによって、利用者の研究活動における大規模計算機システムの有用性を確認できるようにすることを目的とする。
- 第3条 試用制度を利用することができる者は、大阪大学 D3 センター大規模計算機システム利用規程第3条に該当する者とする。
- 第4条 利用者は所定の申請手続きを行い、センター長の承認を得なければならない。
- 第5条 センター長は、前条の申請について適当と認めた場合は、利用者番号を与えて承認するものとする。
- 第6条 利用者の有効期間は初めて利用する計算機資源毎に3ヶ月間とする。ただし、当該会計年度を超えることはできないものとする。
- 2 利用有効期間内は別に定める資源量上限まで計算機資源毎に利用できるものとする。資源量上限を超えた場合は、利用を停止するものとする。
- 3 利用有効期間を超えた場合は、利用を停止するものとする。
- 第7条 利用者は、第5条に規定する利用者番号を当該申請に係る目的以外に使用し、又は他人に使用させてはならない。
- 第8条 センター長は、この内規に違反した場合、もしくは氏名等を偽り利用した場合、その他大規模計算機システムの運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、当該利用の承認を取り消すことがある。

附 則

- 1 この内規は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 大阪大学サイバーメディアセンター大規模計算機システム試用制度利用内規（平成12年11月30日制定）は、廃止する。
- 3 この内規施行前に大阪大学サイバーメディアセンター大規模計算機システム試用制度利用内規に基づき、令和6年度の利用承認を受けた利用者にとっては、この内規に基づき利用の登録があったものとみなす。